

介護予防支援・第1号介護予防支援事業 に関する重要事項説明書

当事業者は介護保険の指定を受けています。
(介護保険事業所番号 第4502000096号)

あなた（利用者）に対する介護予防支援・第1号介護予防支援（以下「介護予防支援等」という。）の提供開始にあたり、事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）の概要

事業者名	新富町
所在地・連絡先	(住所) 宮崎児湯郡新富町大字上富田 7491 番地 (電話) 0983-33-6056 (FAX) 0983-33-4862
代表者	新富町長 小嶋 崇嗣

2 事業所名及び事業所番号

事業所名	新富町地域包括支援センター
サービス種類	指定介護予防支援・第1号介護予防支援
事業所番号	第4502000096号
所在地・連絡先	(住所) 宮崎県児湯郡新富町大字上富田 7491 番地 (電話) 0983-33-5727 (FAX) 0983-33-5706
管理者	センター長 清 礼
事業所開設日	令和 2年 4月 1日

3 事業所の実施地域及び営業時間

通常の実施地域	新富町
営業日	月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）
営業時間	8時30分から17時15分

4 職員体制・職務内容

介護予防支援及び第1号介護予防支援を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	人数	職務内容
管理者	1名（常勤）	職員の管理及び業務の管理を一元的に行ないます。
保健師	1名以上（常勤）	介護予防支援・第1号介護予防支援の提供にあたる。
社会福祉士	1名以上（常勤）	
主任介護支援専門員	1名以上（常勤）	
その他これらに準ずる者	若干名	

5 事業の目的及び運営方針

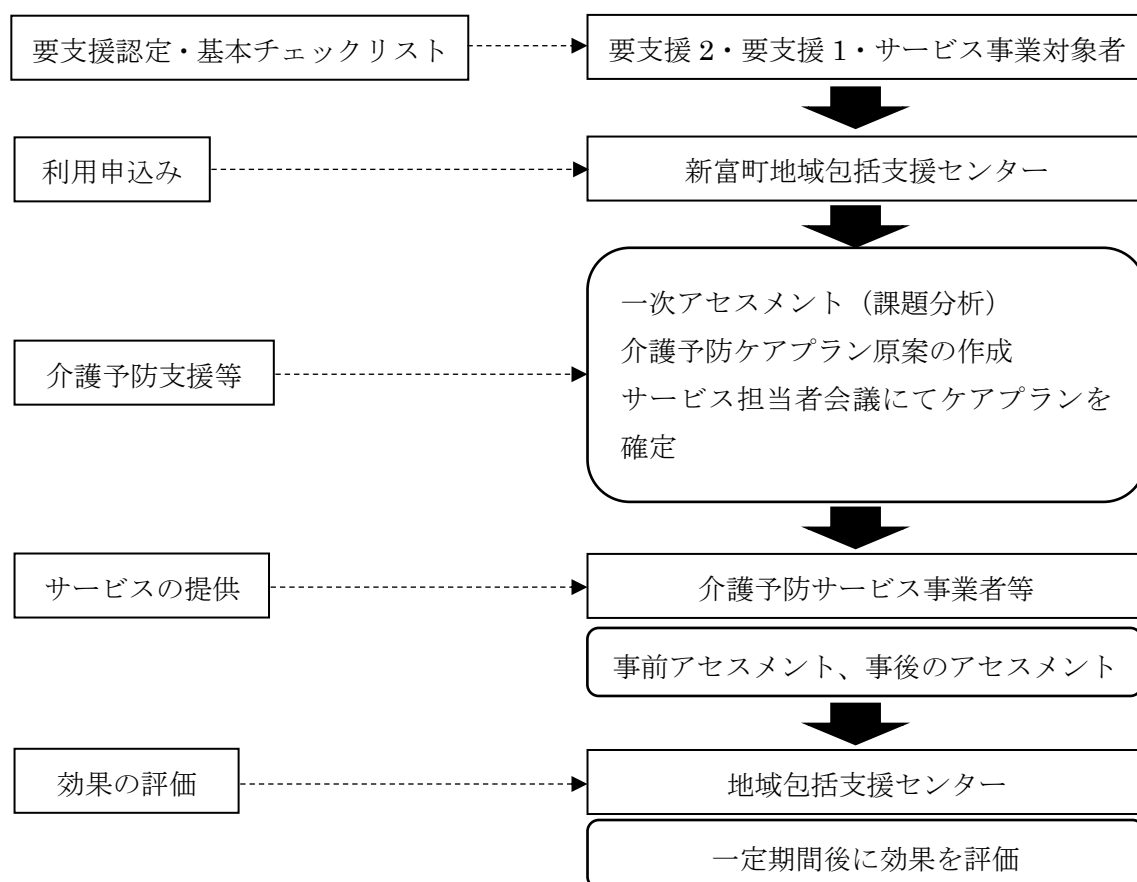
(1) 事業の目的

利用者に対し、要介護状態の予防と、可能な限り居宅において、利用者が尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むため、また要支援状態の軽減若しくは悪化を防止するために必要な介護予防サービス等が適切に利用できるよう、利用者の選択に基づいて介護予防サービス・支援計画表（以下「介護予防ケアプラン」という。）を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行なう。

(2) 運営方針

- ① 利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことのできるように配慮します。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行ないます。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- ④ 事業の運営にあたっては、新富町、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めます。

6 介護予防支援・第1号介護予防支援の提供方法・内容



(1) 介護予防ケアプランの作成

利用者宅及び事業所内、その他必要と認められる場所において適切なアセスメントの実施により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した生活を営む為に必要な目標を設定し、目標達成に向けて取り組んでいけるようサービス担当者会議を通じて支援内容及び期間を定めた介護予防ケアプランを作成します。

(2) 介護予防サービス事業者等との連絡調整

介護予防サービス事業者等と利用者又はその家族も含めたサービス担当者会議を開催し、共通認識を図るとともに、介護予防ケアプランに基づいた介護予防サービス等が円滑に提供されるよう介護予防サービス事業者への連絡調整を行います。

(3) 介護予防サービスの実施状況の把握及び介護予防ケアプランの把握

利用者の状況を利用者又は介護予防サービス事業者を確認し、介護予防サービスの実施状況の把握に努めるとともに、必要に応じて介護予防ケアプランの計画変更等を行います。

(4) 効果の評価

計画に位置付けた期間が終了する時は、当該計画の目標の達成状況について評価

を行います。

(5) モニタリング

利用者の居宅への訪問頻度の目安としては、少なくともサービス提供開始月、サービス期間終了月及びサービス提供開始月の翌月から起算して3月に1回は、居宅へ訪問し面接をいたします。ただし、サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、介護サービス等担当者その他の関係者の同意を得た場合は、2回のうちの1回に限ってテレビ電話装置等を活用した面接に代えることができます。

- ① 利用者の心身の状況が安定していること。
- ② 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
- ③ 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない状況について、介護サービス等担当者から提供を受けること。

また訪問しない月であっても電話等により利用者自身に介護予防ケアプランの実施状況等について確認させていただきます。

(6) その他

ここに記載のない事項については、「新富町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」に従って実施いたします。

7 業務の委託

利用者の同意により、業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合があります。委託する場合は、指定居宅介護支援事業者名等は別途お知らせいたします。指定居宅介護支援事業者は、委託業務の実施にあたっては、当該事業者と同様、契約書第14条に定める秘密保持を守ります。

委託する場合は、サービスに関するお問い合わせ、不明な点等の連絡は、委託先の担当職員が窓口になります。

8 費用

「介護予防支援等」のサービスは、介護保険法により定められており、介護保険制度から全額給付されるので、利用者の自己負担はありません。

なお、介護保険適用の場合でも、利用者の保険料の滞納等により、地域包括支援センターに直接保険給付が行われない場合があります。その場合は、利用料を一旦お支払していただき引き換えにサービス提供証明書及び領収書を発行します。

介護予防支援等費については、別紙に掲載し、介護保険法の改正等で費用額の変更があった際は、その都度別紙の差替えを行い、対応いたします。

9 サービスの終了

契約の有効期間は、契約の締結の日から介護認定期間満了日までとしますが、契約期間満了の2日前までに契約終了の申し入れが無い場合には同じ条件で更新されます。利用者の都合等により、サービスを終了することも出来ます。

10 事故発生時等の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、新富町等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、事業所は速やかに損害賠償を行います。ただし、その損害のうち、利用者及び利用者の家族の原因により発生したものについては、この限りではありません。

11 介護予防支援等に関する苦情相談窓口

当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供したサービスに関する苦情だけでなく、当事業所が作成した介護予防ケアプランに位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

[地域包括支援センター窓口] 新富町地域包括支援センター	担当者：管理者 所在地：新富町大字上富田 7491 番地 電話番号：0983-33-5727 FAX 番号：0983-33-5706 受付時間：8：30～17：15
[新富町の窓口] 新富町役場あんしん長寿課 介護保険係	所在地：新富町大字上富田 7491 番地 電話番号：0983-33-6056 FAX 番号：0983-33-4862 受付時間：8：30～17：15
[公的団体の窓口] 宮崎県国民健康保険団体連合会	所在地：宮崎市下原町 231 番地 電話番号：0985-25-4901 FAX 番号：0985-83-3369 受付時間：9：00～17：00

重要事項説明書の説明年月日	令和	年	月	日
---------------	----	---	---	---

事業者より、上記の内容について説明を受け、同意しました。

利用者

住 所 新富町

氏 名 _____ 印

家族又は上記代理人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

事業所

所在地 新富町大字上富田 7491 番地
事業所名 新富町地域包括支援センター
センター長 清 礼 印

説明者氏名 _____ 印